第三　火災発生時に確保すべき避難時間の基準

火災発生時に確保すべき避難時間は、次の各号に掲げる条件に応じ、当該各号に掲げる時間とする。

一　壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。）でしたもの（第三号に掲げるものを除く。）　四分

二　次の式に当てはまるもの（次号に掲げるものを除く。）　四分

（開口部の床面積×（床面から天井までの高さ－1.8m）≧200㎥

三　前二号のいずれにも該当するもの　五分

四　一又は二のいずれにも該当しないもの　三分

第四　廊下に通ずる通路の基準

廊下（規則第十二条の二第三項第二号の廊下をいう。以下同じ。）に通ずる通路は、次の各号に定めるところによるものとする。

一　居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないものであること。

二　居室の開口部のうち廊下に通ずる通路に面するものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの戸（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号に規定する不燃材料で造られたものに限る。）を設けたものであること。

附　則

この告示は平成二十七年四月一日から施行する。

○法務省告示第百三十七号

仙台市青葉区役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年三月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

仙台市青葉区花壇八番　　早坂　末治

○法務省告示第百三十八号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年三月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字中之条五百二十七番地

田中甚太郎

○法務省告示第百三十九号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年三月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字中之条五百三十九番地

田中茂三郎

○法務省告示第四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

株式会社ミヤビ石材	岐阜県養老郡養老町橋爪千五百二十二番地	石材施工

○法務省告示第百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社天木鉄工の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社天木鉄工	岐阜県大垣市領家町一丁目四十三番地	機械加工

○外務省告示第八十九号

平成二十六年三月十日にカブールで、空港維持管理能力強化支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　空港維持管理能力強化支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　九億六千八百万円

3　署名者

日　本　側　高橋博史在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　エルシャド・アフマディ外務副大臣

平成二十六年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十号

平成二十六年三月十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二十八億円

3　署名者

日　本　側　高橋博史在アフガニスタン大使

アフガニスタン側　エルシャド・アフマディ外務副大臣

平成二十六年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十一号

平成二十六年三月十一日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　七億五千万円

3　署名者

日　本　側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ロブサンワンダン・ボルド外務大臣

平成二十六年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十二号

平成二十六年三月十一日にウランバートルで、モンゴル国営放送番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　モンゴル国営放送番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七千百七十万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ロブサンワンダン・ボルド外務大臣

平成二十六年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄